

3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

施策展開の方向性⑥

生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します

【施策の必要性】

児童・生徒が将来にわたり、グローバル社会でたくましく生き抜いていけるようにするためには、英語力を身に付けさせ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、自らの考えや意見を論理的に説明することができる能力等を育成することが重要です。

そのため、東京都教育委員会は、平成 30 年 2 月に、グローバル人材育成の目標の設定とその目標達成への手段を明確にした「東京グローバル人材育成計画' 20(Tokyo Global STAGE' 20)」を策定し、グローバルに活躍する人材の育成に取り組んできました。今後は、新たに作成される行政計画を踏まえて、グローバルに活躍する人材の育成を引き続き着実に推進していく必要があります。

1 小学校における英語教育の充実（人事部・指導部）

(1) 小学校における英語教育に関する指導體制の整備

英語指導の専門性の確保や新学習指導要領の実施に伴う教員の負担増加に対応するため、22 学級以上の大規模な学校に英語の専科指導教員を配置し、それ以外の学校には必要な講師時数を措置する。

(2) 英語教育を推進する教員の採用

グローバル人材育成のための英語教育の充実を図るとともに、英語教育の充実を図るため、教員採用候補者選考の小学校全科（英語コース）において、採用候補者選考の受験資格に加えて中学校又は高等学校教諭の「英語」の免許状を有する者を採用する。

また、教員採用選考（大学推薦）において、セファール B2 以上保有者に係る新たな推薦基準を設定し、応募しやすい環境を整備する。

(3) 小学校教員の海外派遣研修

例年、小学校の英語教科化に向けて、小学校教員を対象に英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関が提供する 4 週間程度の連続した英語教授法及び語学力向上のプログラムを研修として受講させ、指導力及び英語運用能力の向上を図っている。

また、ホームステイや現地校の訪問等を通して、異文化理解を深めている。

さらに、中学校・高等学校の派遣教員とともに教員海外派遣シンポジウムに参加することにより、帰国後の授業実践における成果と課題、その解決方法等の情報の共有を図っている。ただし、令和 3 年度は海外派遣を中止し、オンラインを活用した代替研修を実施する。

2 中学校における英語教育の充実（指導部）

(1) 英語「話すこと」の評価を行う中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の導入に向けた確認プレテストの実施

中学校における英語4技能育成に向けた英語「話すこと」の指導の充実等を目的とし、都内全公立中学校等第3学年生徒を対象に、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を実施するとともに、令和4年度からは都立高校入学者選抜において、その結果を活用する予定である。

令和3年度は、出題内容・実施方法等を確認するため、都内公立中学校第3学年の全生徒約80,000人を対象としてプレテストを実施し、令和4年度以降の円滑な本格実施につなげていく。

(2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

中学校英語において「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図る。

(3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置

東京都の中学校英語教育の充実に向けて行う取組を検討するための委員会を設置し、学習指導要領を踏まえた具体的な取組について検討する。

特に学習評価及び小・中の接続について検討し、学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価に関する情報及び事例とともに、小・中接続の視点を踏まえた授業の在り方等を掲載したリーフレットを作成し、配布する。

(4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

学習指導要領の趣旨を踏まえ、平成29年度から3か年で中学校英語科全教員を対象に「生徒の英語によるパフォーマンスを高める研修」を実施した。その効果を更に高め、スピーチやインタビューテスト等のパフォーマンステストや活動の観察等を授業に取り入れていくことができるよう、令和元年度に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」を作成した。また、令和2年度に小・中接続の事例や学習評価に関する情報を掲載したリーフレットを作成した。これらを活用した授業実践等を「授業力向上セミナー」として広く中学校英語科教員に公開し、優れた実践や学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の在り方を学ぶ機会とする。

3 高等学校における英語教育の充実（指導部）

(1) JETプログラムによる外国人指導者の活用

ア 都立高等学校及び中等教育学校にJET青年を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させる。

イ JET青年に対する指導力向上のための研修の実施や、JET青年を効果的に活用した授業の実践例などの共有により、英語授業の改善を図る。

(2) 「東京グローバル10」の指定継続

指定校10校において、外国人指導者の活用、生徒の英語力測定、少人数指導の充実等による生徒の英語力向上や、海外研修、海外からの受入れ等の国際交流活動、英語以外の外国語学習の充実に係る取組に対して支援を行い、意欲ある生徒の外国語力の向上を推進するとともに、積極的に国際交流を行うことにより国際教育を一層推進し、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーの育成を図る。

ア 生徒のオンライン英会話

3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

- イ 外部検定試験による生徒の英語力調査
- ウ 海外大学進学指導における情報提供等の支援等
- (3) 「英語教育推進校」事業の実施
 - 「英語教育推進校」を40校指定し、「聞く」「話す」に重点を置いたきめ細かい指導等を行う。
 - ア 外部検定試験の実施
 - 生徒の英語力を把握するため、国内で実施されている4技能を測ることができる外部検定試験に関して、各校1学年分の費用を各年度・1回分措置する。
 - イ 生徒対象オンライン英会話学習（一部の学校が対象）
 - 授業において、インターネット電話サービスを活用しタブレット端末で海外の外国人講師と実際にオンラインで会話し、教科書に沿った学習や検定試験受験に向けた実践的な学習等を行う。

4 学校外における英語に触れる環境の充実（指導部）

- (1) 「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の運営支援
 - ア 施設の運営を行う民間事業者と連携しながら、利用者の意見等を踏まえてプログラムの内容の改善を行う。
 - イ 事業者と連携し、施設の魅力や活用例等を分かりやすく広報すること等により、より多くの都立学校や区市町村立学校をはじめ、私立学校や都外の学校等による利用を促進する。
- (2) 多摩地域における体験型英語学習施設の整備
 - より多くの児童・生徒が利用できるよう、「TOKYO GLOBAL GATEWAY」と同様の体験型英語学習施設を多摩地域に整備する。（令和4年度中開設予定）
- (3) TOKYO ENGLISH CHANNELの創設
 - いつでもどこでも生きた英語に触れられるウェブサイト TOKYO ENGLISH CHANNEL を創設し、小学校低学年から高校生まで、子供たちが自らの興味・関心や英語力に応じて主体的に学べるよう、日常生活の場面を通して英語に親しむものから、アートや最先端研究を学ぶものまで多様な動画教材を提供する。
 - また、都内と海外の生徒が集い、国内外の大学の講座を受けるほか、スポーツ、文化、SDGs等様々なテーマについてオンライン上で議論する場を設定し、児童・生徒が英語を主体的に学び、使う機会を創出する。

5 高度で創造的な探究学習の提供（指導部）

- (1) Diverse Link Tokyo Eduの実施
 - 文部科学省令和元年度新規事業『WWL（ワールドワイドラーニング）コンソーシアム構築支援事業』における全国10拠点の一つとして採択された事業である（国の事業期間は令和元年度から令和3年度までの3か年）。
 - 子供たちがSociety 5.0の社会において活躍できるよう、世界的な視野や深い思考力、他者と協働する力、創造性等を培うことを目的に、東京ならではのネットワークを最大限に生かし、海外の教育行政機関や国内外の大学、グローバル企業等と連携し、新たな教育機会を提供する。

対象校は、当初は14校※を中心として開発し、将来的には都立校に順次展開していく。

※拠点校：南多摩中等、共同実施校：白鷗高校・附属中、事業連携校：東京グローバル10、大泉高校・附属中、三田高校

拠点校・共同実施校における個に応じた学び（文理融合の教育課程や外部人材を活用した課題研究）と、都教育委員会が提供する学校の垣根を超えたトップ層を伸ばす学び合いの機会（Tokyo Leading Academy、高校生研究員プロジェクト等）により、相互に補完連携していく。

施策展開の方向性⑦

我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します

【施策の必要性】

グローバルな社会の中では、世界各国の人々と交流し、コミュニケーションを図る機会が増加していくことから、異なる国や地域の伝統・文化等を尊重するとともに、日本や東京の良さを積極的に発信できる力を育成していく必要があります。

そのためには、各学校において児童・生徒と外国人との様々な交流の機会を設け、日本の文化を紹介したり、外国の文化に触れたりする体験等を取り入れた教育活動を展開し、全ての児童・生徒が我が国や地域の歴史、伝統・文化等についての理解をより深めることが重要です。このことは、日本人としての自覚や、郷土を愛し誇りに思う心を育み、異なる文化との相互理解をより促進することにつながります。

1 国際社会に生きる日本人の育成（指導部）

(1) 都独自英語教材「Welcome to Tokyo」の活用

「Welcome to Tokyo」Beginner（入門編）、Elementary（初級編）、Basic（基礎編）、Intermediate（発展編）を都内公立学校の小学校3年生以上の児童・生徒に配布し、授業をはじめ様々な場面で活用することで、日本及び東京の伝統・文化、歴史等の理解の促進、英語によるコミュニケーション能力の伸長及び東京2020大会に向けた国際教育の推進を図る。

(2) 日本の伝統芸能鑑賞教室

都立高校生が日本の伝統・文化を理解し、その内容を他者に発信していく力を身に付けるため、学校行事として伝統芸能鑑賞教室を実施する。

ア 都立高等学校全日制課程、都立中等教育学校（後期課程）及び希望する都立高等学校定時制・通信制課程に対して、3年間で1回伝統芸能を鑑賞する機会を設定

（ア） 伝統芸能を鑑賞する機会の設定

（イ） 伝統芸能に関する事前・事後アンケート調査の実施

イ 実施校における伝統芸能の情報発信

（イ） 伝統芸能を鑑賞し、感じたことについて校内で発表

2 優れた芸術文化に対する理解の促進（指導部）

(1) 東京2020大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験

3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

指定を受けた学校が、都の文化プログラム「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業（コーディネート事業）」における教育支援プログラム等を活用し、芸術・文化の鑑賞や体験の取組を推進する。

ア 「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「コーディネート事業」等の教育支援プログラムの実施
イ 巡回公演による芸術文化の鑑賞等

（例）オーケストラ、ミュージカル、オペラ、邦楽、和太鼓、合唱、演劇、歌舞伎・能楽、演芸・寄席、パントマイム、バレエ、ダンス、邦舞等

ウ ワークショップ等による体験・参加や作品の制作等

（例）民族音楽、作曲、染色、漆器、書道アート、文字絵、朗読、俳句、民謡、囲碁・将棋、食文化等

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興

ア 文化部推進校及び文化部新設置推進校の指定

全国高等学校総合文化祭における開催部門の文化部を支援するため、新たに文化部推進校及び文化部新設置推進校を指定し、各校における文化部活動の活性化や他校への成果の普及を図る。

(ア) 演劇部や合唱部等、全国高等学校総合文化祭の開催部門ごとに推進校を指定し、文化部活動を支援

(イ) 開催部門のうち、都立高等学校で未設置となっている吟詠剣詩舞部や弁論部、マーチングバンド・バトントワリング部等を新たに設置する学校を支援

3 高等学校における日本史の必修化の推進（指導部）

(1) 日本史の必修化（「江戸から東京へ」の普及啓発）

ア 平成24年度から都立高等学校及び都立中等教育学校の新入生全員に教科書「江戸から東京へ」を無料配布している。

イ 地理歴史科の授業における教科書「江戸から東京へ」の一層の活用促進を図る。

ウ 教育研究員高等学校地理歴史部会における教科書「江戸から東京へ」を活用した授業実践の発表会と報告書を通して、効果的な活用方法の普及・啓発の推進を図る。

4 特別支援学校における文化部活動の推進（指導部）

(1) 文化部活動への専門家の招へい

ア 部活動指導員の配置

都立特別支援学校における教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図り、学校の教育体制の整備・充実に資するため、部活動指導員を配置する。

イ 都立特別支援学校の部活動振興事業

特別支援教育の充実に資するため、都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長する。

(2) 文化芸術活動の成果を発表する取組推進

ア 東京都特別支援学校アートプロジェクト展

都立特別支援学校及び都内国公立特別支援学校から美術作品を募集し、芸術系大学との連携による審査を行い、広く都民等に向けた展覧会を開催する。

- イ Web美術館「東京都特別支援学校アートプロジェクト特別展」(令和3年2月公開開始)
第5回アートプロジェクト展の展示作品や過去の展覧会の様子を展示している Web 美術館の公開を継続し、広く都民等に向けて発信する。
- ウ 東京都特別支援学校総合文化祭
音楽・演劇・造形美術等、全9部門での文化・芸術活動を発表する部門別発表会を都内各会場で開催する。実施に当たっては、感染症予防対策を検討して開催方法を工夫する。

施策展開の方向性⑧

文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します

【施策の必要性】

現在、世界中にある様々な課題を解決するために、異なる文化との共存や国際協力が不可欠であり、様々な国や地域の人々と共に未来を切り拓いていこうとする態度・能力を育成することが求められています。

そのため、いわゆる「内向き志向」を打破し、将来、世界を舞台に活躍できる次世代のリーダーを輩出するため、海外への留学支援等を推進することが必要です。

また、海外留学生の受入れを拡大する必要があります。

しかし、国際交流先になり得る海外の学校等の情報がない、学校の教員だけでは交流先を探す余裕がない、英語で相手校と交渉をすることは難しいなど、様々な課題も顕在化しています。

海外留学生の受入れに当たっては、各都立学校の状況に応じた受入時期や規模の設定、ホームステイの在り方についての検討や、「東京」を留学先に選んでもらうための積極的な情報発信も重要になります。

1 国際交流の推進（指導部）

(1) 都立学校における海外との学校間交流の拡充

海外教育機関等との覚書に基づく連携や、各校のこれまでの国際交流の実績、「次世代リーダー育成道場」等の事業実績、後述する国際交流コンシェルジュの活用等により、都立学校における海外との学校間交流を拡充する。

(2) 国際交流コンシェルジュの運営

交流可能先（海外の学校等）の情報の一元化や、学校からの相談対応等を行う国際交流コンシェルジュを引き続き運営し、各学校のニーズに応じて多様な国際交流が実現できるよう、きめ細やかな支援を行う。

2 高校生の留学・海外大学進学への支援（都立学校教育部・指導部）

(1) 「次世代リーダー育成道場」の実施

ア 事前研修

都立高校生等が次世代を担う人材に求められる広い視野や高い英語力、チャレンジ精神、使命感などの資質や能力を身に付けるために、海外留学前に講義、英語研修、日本の伝統・文化に関する学習、日本の歴史学習、ゼミナール研究等の研修を実施する。

3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

イ 留学

都立高校生等がホームステイをしながら現地の高校に通学し、異なる文化や生活習慣の中で現地生徒とともに学校生活を送ることで、国際社会で活躍できる人材に必要な国際感覚やコミュニケーション能力を養う。

ウ 事後研修

成果報告会、交流研修等において、留学で学んだことやゼミナール研究を発表する。

エ 啓発・発信事業

高校生の留学の機運を高めるための取組として、留学フェアやフォーラムを開催するほか、ウェブページにより、本事業の成果報告や留学に関する情報を発信する。

なお、コロナ禍において留学が中止となった研修生には、事前研修の修了者に「修了証」を発行するとともに、希望者に、オンラインで留学先予定だった国の学生と交流する機会を提供する。

(2) 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組の推進

国際バカロレアコースの生徒が、高校卒業資格と併せて、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）を取得し、海外大学への進学希望を実現できるよう、都立国際高等学校におけるディプロマ・プログラムの実施を支援するとともに、海外大学への進学に向けた指導の充実を図る。

また、国際バカロレアのカリキュラムに対応し、英語による授業ができる教員の確保を計画的に行うことで、国際バカロレアコースの安定的な運営体制の構築を図る。

3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備（都立学校教育部）

(1) 都立新国際高等学校（仮称）の設置準備

都立新国際高等学校（仮称）の設置に向けて、豊かな教養と論理的思考力、高いコミュニケーション能力を有し、国際社会において他者と協調しながら課題解決に取り組むことができる人材を育成するための教育課程の検討、環境整備等を着実に進める。

(2) 都立小中高一貫教育校の設置準備

令和4年度の都立立川国際中等教育学校への附属小学校新設による小中高一貫教育の実施に向けて、12年間の教育課程の編成や施設整備に係る諸調整等、その設置に向けた準備を着実に進める。